

# 接着重ね材の格付の表示の様式及び表示の方法

## 1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う接着重ね材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から e) のとおりとする。



認 証 機 関 名

図 1—格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の  $1/20$  としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の  $3/10$  としなければならない。
- d) 認証機関名の文字の高さは、円の外径の  $1/5$  としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。

## 3 格付の表示の方法

格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印しなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成31年1月31日農林水産省告示第184号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 平成31年1月31日農林水産省告示第184号

平成31年3月2日から施行する。